

6月30日(第6回目)

1. 開催並びに散会時刻(午前10時47分～午後2時56分)

2. 出席議員は次の通りである、

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久	2番	比嘉		石
3番	天久	4番	次		飛
5番	石	6番	仲		田
7番	稲	8番	石		正
9番	安	10番	又		島
11番	石	12番	大		身
13番	伊	14番	仲		永
15番	宮	16番	宮		行
17番	伊	18番	中		助
19番	武	20番	仲		光
21番	吉				

3. 不出席議員はなし、

4. 出席議員は出席議員と同じである、

5. 欠席議員なし、

6. 市町村自治法第61条の規定により議事録の作成を命じらるるものは次の通りである、

市長	市収入課長	市民生課長	市建設課長	市議事代理者	市議事代理者	市議事代理者	市議事代理者	市議事代理者	市議事代理者
松川	安	安	安	安	安	安	安	安	安
川	一	一	一	一	一	一	一	一	一
正	正	正	正	正	正	正	正	正	正
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長

7. 議会事務局職員の出席は次の通りである、

局長	官	城	光	雄	吉	島	真	山
----	---	---	---	---	---	---	---	---

6月30日(第6日目)

1, 開催並びに散会時刻(午前10時47分~午後2時56分)

2, 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪太郎	2番	比嘉 嘉定
3番	天久 盛雄	4番	安次 富村
5番	天石 川真大	6番	仲村 田春
7番	稻嶺 正康	8番	石田 村英
9番	安里 正安	10番	又吉 村正
11番	石川 繁得	12番	大川 村昇
13番	伊佐 真得	14番	仲村 喜政
15番	宮城 昌寿	16番	宮里 幸盛
17番	伊佐 眞行	18番	中里 助光
19番	武島 行男	20番	仲村 盛
21番	古坂 誠清次郎		

3, 不応招議員はなし。

4, 出席議員は応招議員と同じである。

5, 欠席議員なし。

6, 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席し、ものは次の通りである。

市長職務代理者	事務吏員	公川正 義
収入役 沢し 安一	財政課長 奥里 将俊	
民生課長 当山 善喜	住民課長 仲村 春信	
経済課長 伊佐 誠実	水道課長 国百 真義	
建設課長 島袋 昌兼	消防団長 大城 仁幸	

7, 議会事務局職員の出席は次の通りである。

局長	宮城 光雄	書記	島袋 真由
----	-------	----	-------

8. 議事日程は次の通りである、
- | | | |
|------|--------|-----------------|
| 日程第1 | 議案第19号 | 工事請負契約を結ぶことについて |
| 日程第2 | 議案第20号 | 予算の繰越について(特別会計) |
| 日程第4 | 決议案第4号 | 民家上空飛行取止めにつて |

議長～出席16名であります、議会は成立致しておりますので、
これより本日の会議を開きます、何～
再開致します、(午後10時47分)

議長～暫休憩致します、(午前10時49分)

市長～この度先きに申し上げた様に議案を提出致しまして、27
日が日曜日でありましたので26日の午後一時後継者の市
長に事務を引き継ぐのが、普通でありますけれども、この度
の後継者がまだ生まれないためにこの事務の引き継ぎについ
ては、白々とどう出来るだけこの空欄中は助役にもと選
いまして、助役も6付で選出致しましたのでやむを得
ず局長と引き継ぐことに致しまして、26日に現金の再
刷かれこれは引き継いでおりますが、一部事務的な諸帳簿の
面では、同日の2時までには引き継ぎが完了出来るものと思
っております、議会が今日終ると言うことでありましたので
何か時間をいっだいて、以上状況を皆さんにお知らせし
又今後とも一市長として御返答願います様にお願いしま
す、私の挨拶にかえたいと思っております、大変お世話にな
りました、

議長～再開致します、(午前10時55分)
案件が3つ議会の方に今つておりますので今より日程の
追加を致します、日程第19号、工事請負契約を結ぶこと
について、日程の第2に議案第20号予算の繰越について
(特別会計)日程第3に議案第21号 予算の繰越につい
て(一般会計)以上3案件を追加致します、

議長～日程の順に従いまして、議案第19号、工事請負契約を結
ぶことについてを上程致します、

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1	議案第19号	工事請負契約を結ぶことについて
日程第2	議案第20号	予算の繰越について(特別会計)
日程第4	決議案第4号	民家上空飛行取止めにつて

議長～出席16名であります。議会は成立致しておりますので、これより本日の会議を開きます。再開再開致します。(午後10時47分)

議長～暫休憩致します。(午前10時49分)

市長～この度先きに申し上げた様に辞表を提出致しまして、27日が日曜日でありましたので26日の午後一応後継者の市長に事務を引継ぐのが、常道でありますけれども、この度以後継者がまだ生まれなないためにこの事務の引継ぎについては、色々ところ出来るだけこの空間中は助後にでもと思いましたが、助役も6付で退職致しましたのでやむを得ず総務課長と引継ぐことに致しまして、26日に現金の出納かれこれは引継いでありますが、一部事務的な諸帳簿の面では、明日の2時までには引継ぎが完了出来るものと思っております。議会在日終ると云うことでありましてので何とか時間をいっだいて、以上状況を皆さんにお知らせし又今後とも一市民として御交ぎ賜ります様にお願ひ致します。私の挨拶にかえたいと思います。大変お世話になりました。

議長～再開致します。(午前10時55分)

案件が3つ議会の方に参加しておりますので只今より日程の追加を致します。日程第19号、工事請負契約を結ぶことについて、日程の第2に議案第20号予算の繰越について(特別会計)日程第3に議案第21号 予算の繰越について(一般会計)以上3案件を追加致します。

議長～日程の順に従いまして、議案第19号、工事請負契約を結ぶことについて議上致します。

一 庶務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長～議案の説明に入ります前に一言御詫言申し上げます。去つた本市の色々な事情によりまして、市長の方が6月27日付で退職なされたと、その補助者であります助役さんの方が6月26日付で退職なされまして自治法の規定によつて市長の方からその職務を代理する吏員として指名を受けまして27日から私の方が職務代理をしております。この職務代理の性格であります。御承知の様にそう云うふうな自治体における市町村長の権利と称する前任者の方が御不在の場合に当然助役が代理すると云うことになりませんが、両方とも欠けられた場合にいわゆる吏員の中から指名の規定によつて就任させたと云うことでございしますがこの職務代理はいわゆる前任者であられる前市長さんのいわゆる事務が当然後任者に直に引継がれるのが普通でございします。しかし任期満了その他によつての場合には色々任期満了前に選挙その他の手続が完了致しまして、任期満了日においてはずぐ何時でも空間が開けずに事務引継ぎが出来ると云うのが通常であります。自治法の規定によつてそういう直に後任者への事務引継ぎが出来ない場合には一時的に職務代理をする吏員に事務を引継いでおいて、そしてその事務吏員の方が職務代理者である事務吏員の方が前任者に代つて前任者から後任者への事務の引継ぎを行ふと云う意味の空間を開けない。1つの法令的な措置でございします。それで去つた暫定予算の審議、その他の皆様方の御審議においても色々申て来ました様に今会は、7・8・9の3ヶ月間が暫定予算で本市の機関の維持をして後任者に対しての十分な引継ぎ停滯がない充分なバトンタッチをするに云うふうな状態で7月からの3ヶ月間活動をすることになつております。その意味で我々も充分準備現場市町村長の眼勢を後継させることなく現状を維持し、尚我々の微力でアルファ。出来る分はアルファ致しまして、後任者への引継ぎと完了したいと思つております。そういうふうな

のすなをす、
 つまう方ま、
 一きふ御り、
 る行う御お、
 けでいなて、
 お勢う同つ、
 に懇を面風、
 治特一てい、
 自なもした、
 村うてまし、
 町ふいき果、
 有うお員分、
 いてにて常、
 であうに、
 のそ請案、
 すも決推、
 まて請御、
 りいすく、
 におまよ、
 ぞにりを、
 況部あ、
 状行で、
 な行の、
 殊月市、
 活き又本、

- 議 長 ~ 本案に対する賛成を求めます、
- 議 員 ~ 暫休憩致します、(午前11時05分)
 14番 議 員 の出席を報告致します。
- 議 員 ~ 再開致します、(午前11時18分)
 本案につきましても、賛成を請うたいと思ひますが御異議
 ございませんか。
- 議 長 ~ 暫休憩致します、(午前11時19分)

特殊な状況でありますので、市町村自治体における一つの
機関執行部においてもそういうふうな特別観勢で行きます
又両輪であります議決機関においても一つそういうふうな
本市の現状をよく御推察して頂きまして全面的な御協力を
て後任者への引継ぐ職務を充分果たしたいと思っております
どうぞ皆様方一つ宜しくお願い致します。
じや議案19号の提案の趣旨、それから内容について簡単に
に御説明申し上げます。この方は前任者の仲村市長の方で
工事契約が締結されたのであります。この締結に当りま
しては入札に付したけれども、2回の入札においても落札人
人がなかつたと云うことと同意契約で契約の何を信置して
行こうと云うことと同意でもつてなされております。それ
で私が引継ぐ段階においては、一応同意契約による契約、
仮契約が成立しておりますが、これを継続して行くために
はもう一段階として今提案申し上げます様に議会の
同意を受ける。それから工事の施行して完了させて後任者
に引継ぐと云うのが従来の処分完了段階に移す段階の状況
になつております。そう云う意味で只今申し上げました様
に場所においては、別紙函面に示されておる場所でござい
ます。それから契約の方は同意契約、それから履行期間但
手方はここに付された通りであります。特に本案件は条例
第6条による特別条例の案件として提案してございませ
向補部について御質問にお答え致します。宜しく御審議の程
お願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休願致します。(午前11時05分)
14番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前11時18分)
本案につきましては、質疑を終りまいと思ひますが御異議
ございませんか。

議長～暫休願致します。(午前11時19分)

課長～再開致します，（午留11時20分）

3 番～建設課長にお伺いしますが、一応この既装と云うことにならば、この路面のちんばり状況、或はそこ既装に等つかどうか、と云うのが大きな欠点だと感じますが、その面と道路の排水状況、或はそう云う様な状況は分つておりませんが、どういった状態であるかです。果しこのちんばり状況この既装をやる場合に準る今の土面に、既装するだけのものか、

建設課長～今おつしやる様にアスファルトになつてますと、どうしても土盤が同じになります、それで本工事においては、アスファルト既装工事と云うふうになつておられますけれども、これは土盤とそれから多少の土砂の入替を？

3 番～既装工事だけの予定じゃないですか、これは、

建設課長～それで排水がこわれておりますので、その補修、……（後は小川のため運取不能）

3 番～もう一点だけお伺いします、この道路がですね、設計道路の面で認定されているか、どうかですね、都計道路の場合には、何回道路として、認定されているか、その点？

建設課長～これは従来市道であります、この区画整理される場合でも幹線道路として認定されております、それで道路幅員は大体今の7米でございます、

3 番～7米ですね、これに計画されておる訳ですね、

建設課長～はい、

5 番～この契約条項の中に工事の方法は別添設計書仕様書圖面の通りというふうになつていますが、相手当事者である所のこの請負人、この人を既契約をやつ

議長～再開致します。(午前11時20分)

3 番～建設課長にお伺いしますが一応このほう装と云うことになれば相当この路面のちん圧状況或はそこはほう装に持つかどうか、と云うのが大きな欠点だと思いたすが、その面との道路の排水状況、或はそう云う様な状況は分つておりませんが、どういう状態であるかですね、果してこのちん圧状況このほう装をやる場合に単なる今の土面に補ほう装するだけのものか。

建設課長～今おつしやる様にアスファルトになつせますと、どうしても土盤が問題になります。それで本工事においては、アスファルトほう装工事と云うふうになつておりますけれどもこれは土盤とそれから多少の土砂の入替えと？。

3 番～ほう装工事だけの予算じゃないですか。これは。

建設課長～それで排水がこわれておりますのでその補修。。。。。
(後は小声のため聴取不能)

3 番～もう一点だけお伺いします。この道路がですね、部計道路の面で指定されているか、どうかですね。部計道路の場合には何間道路として、指定されているか、その点？。

建設課長～これは従来市道であります。この区画整理される場合でも幹線道路として認定されております。
それで道路幅員は大体今の7米でございます。

3 番～7米ですね、これに計画されておる訳ですね。

建設課長～はい。

5 番～この契約条項の中に工事の方法は別紙設計書仕様書図面の通りというふうになつていますが、
相手当事者である所のこの請負人、この人と仮契約をやつ

た場合には、設計書仕様書は、相手に添付されている訳です
ね、契約書と一緒に、

建設課長～これ取りの方で作りました計画、仕様等でございます
ます、

5 番～もう一度聞きます、ここに契約条項の中にある所の設計書
仕様書、計画の通りと云うふうにあります、仕様書も
在りありますか、この道路工事に関する仕様書が在り
ますか

建設課長～(頭が小さい為難題)

5 番～もう一度お聞きします、簡単にしように私の質問に答える
組曲内だけで答弁願います、仕様書はございませうか、
あればある、なければない、そういつた様な簡単な
な御答弁を願います、あればあると云うふうには、これ
即座に答弁出来るんじゃないですかね、仕様書があるか
ないか、そのことをぐらいはすぐそこで語られる様
ですが、

建設課長～はい、これはございませう、

5 番～ある添付した方が委員会においての審査には委員に都合も
いいし、従って審査する間として添付された方がいいと
思いますが、これほど厚いものを、アスファルトも
まばらに厚い厚さをいかにせよ、仕様書も
えないうるに用をなすにせよ、アスファルト
れば分りません、これにせよ、アスファルト
もトほう装と申しても、どう云つたアスファルト
ほう装工事であるか、やはり仕様書の内容みれば分
らないのでありませう、従って当然そこを求められ
様書はこの要件に添付してしかるべきだと
思いますが、市長は、

建設課長～その点から御答弁申し上げます、従来関係業者の同意

を場合には、設計書仕様書は、相手に添付されている訳です
ね、契約書と一緒に。

建設課長～これは市の方で作りました図面、設計、仕様書でござい
ます。

5 番～もう一度聞きます。ここに契約条項の中にある所の設計書
仕様書、図面の通りと云うふうにありますか、仕様書も現
在ありますか、この道路工事に関する仕様書がありますか

建設課長～(声が小さい為難聴)

5 番～もう一度お聞きします。簡単明りように私の質問に対する
趣向内だけで答弁お願いします。仕様書はございますか。
あればある、なければない、そういった様な簡単明りよう
な御答弁をお願いします。あればあると云うふうに、これ
即座に答弁出来るんじゃないですかね。仕様書があるかな
い、このことぐらいはすぐそこで説明出来るはずですが
ね。

建設課長～はい。これにございます。

5 番～ある添付した方が議会においての審査には非常に都合もい
いし、従って審査する側としては添付された方がいいと思
うんですが、これはどうして添付されていないんですか。例
えば石粉はどの厚さ入れるのか、アスファルトも石粉が見
えない程度に只そこにかぶせればいいのか、仕様書みなけ
れば分かりません。これはそうでしょう。ですからアスファ
ルトほう装と申しましても、どう云つた様なアスファルト
ほう装工事であるか、やはり仕様書の内容みなければ分ら
ないのであります。従って当然そこは求められなくても仕
様書はこの案件に添付してしかるべきだと思えますが、ど
うですか。市長代理の。

総務課長～その点私から御答え申し上げます。従来契約案件の同意

云、今、この面を、
 う、今、この面を、
 そ、今、この面を、
 面、今、この面を、
 國、今、この面を、
 書、今、この面を、
 約、今、この面を、
 契、今、この面を、
 債、今、この面を、
 貸、今、この面を、
 請、今、この面を、
 買、今、この面を、
 出、今、この面を、
 教、今、この面を、
 出、今、この面を、
 特、今、この面を、
 資、今、この面を、
 合、今、この面を、
 場、今、この面を、
 る、今、この面を、
 の、今、この面を、
 の、今、この面を、
 入、今、この面を、
 求、今、この面を、
 を、今、この面を、

大 番 ~ 私、今、この面を、
 今、この面を、
 後、この面を、
 の、この面を、
 同、この面を、
 様、この面を、
 な、この面を、
 開、この面を、
 出、この面を、
 つ、この面を、
 いて、この面を、
 お、この面を、
 月、この面を、
 ぎ、この面を、
 して、この面を、
 い、この面を、
 る、この面を、
 限、この面を、
 じ、この面を、
 や、この面を、
 なく、この面を、

建設課長 ~ 見取圖であります。

大 番 ~ そ、今、この面を、
 今、この面を、
 後、この面を、
 の、この面を、
 同、この面を、
 様、この面を、
 な、この面を、
 開、この面を、
 出、この面を、
 つ、この面を、
 いて、この面を、
 お、この面を、
 月、この面を、
 ぎ、この面を、
 して、この面を、
 い、この面を、
 る、この面を、
 限、この面を、
 じ、この面を、
 や、この面を、
 なく、この面を、

卷者課長 ~ 従、今、この面を、
 今、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、
 の、この面を、

を求め、場合に資料と致しましては、契約書、函面、そう云うもの、何も添付方議、会から申す、請がございまして、今回、は念入り、に添付した、横りであります。尚、契約書の中に、今、度は、その、工事、施行、を、する、請負、者に、示すべき、函面、それから、この、別紙、に、添付、される、と、云う、ふう、になつて、おりますが、その、面、は、契約、工事、施行、の、何、ん、で、い、わ、ゆる、この、契約、自体、の、い、わ、ゆる、この、契約、自体、の、い、わ、ゆる、附、帯、的、資、料、と、して、従、来、の、契約、書、に、添、付、し、て、ご、ざ、い、ま、す。それ、で、従、来、の、案、件、審、査、を、要、望、の、趣、で、資、料、を、添、付、し、た、と、云、う、ふう、な、こ、と、で、ご、ざ、い、ま、す。が、も、う、し、今、度、そ、う、云、う、ふう、な、契約、案、件、の、審、査、を、す、る、場、合、に、は、そ、う、云、う、ふう、な、函、面、或、は、仕、様、書、等、も、添、付、し、て、もら、い、たい、と、云、う、ふう、な、御、要、望、で、ご、ざ、い、ま、し、たら、今、後、そ、う、云、う、に、取、り、計、い、たい、と、思、つ、て、お、り、ま、す。

- 5 番～私は今後の同様な問題についてお聞きしている訳じやなくて、現にここに上徒されている。これから本契約をしようとするのであります。契約することについていかどうか、その立場で、本議会に提出されております。従つて議会上では眞重に審査するからには、どうしてもそこに、いかなる方法で工事を施行するか、只ここに子供だましみたいな見取図を添えただけでは分かりません。これは函面じやありません。そうでしょう。建設課長～この契約書の中にある所の函面ですか。これは、そうじやないでしょう。

建設課長～見取図であります。

- 5 番～そうでしょう。従つて議会は眞重に審査するためには、先設計書、仕様書、函面、これを添付すべきじやないか。と云つたのが私の質問の趣旨であります。今後と云う意味じやありません。今この案件に対してです。

総務課長～従来のごういふ案件に対して審査については、かがみだけしかこれは添付してございませんでしゃ。途中から議会

からの要望がございました。せめて見取図程度でもいいとい
わゆる場所見取図でもいいと云うふうな御意見、それから契
約書の内容、そういうものまでは、一つ資料として添付
してもらいたいと云うふうな要望もございましたので一応
この程度の資料しか添付してございせんが、函面等につ
いては、もし議会に全部資料と云うことになりますと、担
当の用紙になりますので、供電して頂くか、そういう方法
でも可能だとは思っておりますけれども、従来の香様方の
要望程度の資料を今回は付してあると云うふうなことで
ございます。

5 番～私が是非必要であると感じておりますのは、ここにかけ
てある三つ全部と云う意味じゃありません。三つ出して
もらった方が都合いいと云うことは云えますが、その中の仕
様書、これはどうしても出して頂けたければ、いわゆる工
事内容は分らないで、契約していかどうかは判断は出来
ない訳であります。後で以前の工事内容はそうだったんじ
やないかと云うふうになつたら議会は市民に対して、これ
いわゆる使節は果したとは云えない訳であります。

市長代理～大変立派な御意見だと思っております。そこまで一つ真
重に御審議して頂くと、いわゆる工事の方々こう云う具体
的な面まで御審査して頂くことと云うことであれば、我々とし
ても大変喜びにたえないと思っております。もし御必~~要~~要
あれば、一応提出したいと思っております。

5 番～これは結論出る前に提出して頂けますか、或は又ここで
すね、覚えておられるんだつたら、ごく重要なこと担当課
長が説明してもいいんだが。

議 長～暫休致します。(午前11時30分)

議 長～再開致します。(午前11時31分)

建設課長～只今●御質問にお答え致します。工事●大要を説明致します。先ずアスファルトであります。これは従来一号線なんかで使つておるものであります。それで厚み●大体普通4インチにして半分にしてある訳であります。その代り土●を入れかえまして、車で従来●石粉は多少石が混ざつておもしろくありません●で、それを一応ブルを入れまして、敷き取りまして更にエタモチ●石粉を敷きましてそしてちん圧した時この厚み敷く訳であります。それから側●の方であります。側●は従来●側位いぼあると思ひますが、後●こわれたとか、色々そう云うの●ありませんので、それでその分は仮施工いたしまして、現在●ヒュー管が入つております。その分も非常に下手●の方が段違になつておりました。水●漏が懸いと、そう云う点からしまして、その分も見込みまして仮施工をしたいと思ひます。それからアンキョウ●が不足しております●で、その分も更に追加して行きたいと、それから道路●伊佐●の方であります。部隊●現在ある側●は、当時●作つた時には差があつてどうしても右と左が全然違ふ状態でありまして、それでその分を道路●そば●の方で補ひまして、それで何とか施工した訳ですが、普通ならば、段違いであればどうしても道路●自体が傾しやになりますけれども、その分は道路●を利用して道路●側を自然にしてあると云うふうにしております。大体以上●様であります。こ●工事で特に申し上げたい●は、ターム●ほうと云う話しもありましたが、今後●ターム●と云う●はまだ検討すべき点●ありますので、

5 番～只今●いわゆる仕様書●の内容について説明がありました。こ●7,200ドルに該当する全工事量、それには例えばトラクタも動くはずだし、人夫も動くはずだし、こう云つた様なことに対して、市●当局が負担する何か●ありますか。例へばトラクタを提供するとか、そういつたもの●なごさいせんか。

建設課長～こ●道路●の方が5,040ドルであります。

建設課長～只今の御質問にお答え致します。工事の大要を説明致します。先ずアスファルトであります。これは従来一号線なんかで使つておるものであります。それで厚みが大体普通4インチにしまして半分にしてある訳であります。その代り土を入れかえまして、車で従来の石粉は多少石が混ざつておもしろくありませんので、それを一応ブルを入れまして、敷き取りまして更に1.5センチの石粉を敷きましてそしてちん圧した時この厚み敷く訳であります。それから側こうの方であります。側こうは従来8割位はあると思ひますが、後こわれたとか、色々そう云うのがありますので、それでその分は仮施工いたしまして、現在ヒューム管が入つておりますが、その分も非常に継手の方が段違になつておりまして、水の出が悪いと、そう云う点からしまして、その分も見込みまして仮施工をしたいと思ひます。それからアンキョウが不足しておりますので、その分も更に追加して行きたいと、それから道路の伊佐の方であります。部隊の現在ある側こうは、当時作つた時には地盤差があつてどうしても右と左が全然違う訳であります。それでその分を道路のそばの方で補ひまして、それで何とか施工した訳ですが、普通ならば、段違いであればどうしても道路自体が傾しやになりますけれども、その分は道路を利用して道路側を自然にしてあると云うふうにしております。大体以上の様であります。この工事で特に申し上げたいのは、タールほう装と云う話もありましたが、今後タールと云うのはまだ検討すべき点がありますので、

5 番～只今いわゆる仕様書の内容について説明がありましたが、この7,200ドルに該当する全工事量、それには例えばトラウクも動くはずだし、人夫も動くはずだし、こう云つた様なことに対して、市当局が負担する何かがありますか。例へばトラウクを提供するとか、そういつたものなごさいませんか。

建設課長～この道路の方が5,040ドルであります。

5 番～いや私が申し上げておるのは、これはいわゆる相手工業者と、この工事を完成するまでの代金としての\$7,200 そうですね、工事請負金額と云うのはそう云う意味でしょうここに計画している所の道路工事完了するまでのいつさいかつさいの相手に支払う代金でしょう、そすこの代金の対象の中には、てまもあるし、それなりのことでもありますね、そう云つた場合に仮りに市当局が石粉の運搬は市当局がやるんだと云つた様なこともありませんか、含まれていませんか、

建設課長～これは向うの方から申し入れは、役所の車があつた時に借してもらいたいと云う程度であります、

5 番～よく聞いて下さいよ、私の質問は請負額は\$7,200 になつておりますね、であるからには何々と云うふうに、それはいちいち単価ごとに集計されてその総合計がいわゆる請負工事ですね、従つてその中には、例えば石粉運搬費も入んであるはずですよ、

建設課長～全部入つております、

5 番～請負契約にそれを市当局が肩代りしてトラックを出して運搬に使うと云つた様なことも当時質問には、いわゆる何々契約なんかありませんかと云うのが私の質問です、ほう仕作業をやることですか、向うに？、

建設課長～努力してもらいたいと云うことです、

5 番～その辺があつたらはつきりしてもらえばいい、協力と云うのはそれじやこれはどう云う意味ですか、

建設課長～暫休懸致します、(午前11時36分)

建設課長～再臨致します、(午前11時37分)

5 番～いや私が申し上げておるのは、これはいわゆる相手工事者と、この工事を完成するまでの代金としての\$7,200 そうですね。工事請負金額と云うのはそう云う意味でしょうここに計画している所の道路工事完了するまでのいつさいかつさいの相手に支払う代金でしょう。そすこの代金の対象の中には、てまもあるし、それなりのこともありますね、そう云つた場合に仮りに市当局が石粉の運搬は市当局がやるんだと云つた様なこともありますか。組まれていますか。

建設課長～これは向うの方からの申し入れは、役所の車があつた時に借してもらいたいと云う程度であります。

5 番～よく聞いて下さいよ。私の質問は請負額は\$7,200 になっておりますね、であるからには何々と云うふうに、それはいちいち単価ごとに集計されてその総合計がいわゆる請負工事ですね、従つてその中には、例えば石粉運搬費も組んであるはずです。

建設課長～全部入っております。

5 番～請負契約にそれを市当局が肩代りしてトラックを出して運搬に使うと云つた様なことも当時者間には、いわゆる内々の契約なんかありませんかと云うのが私の質問です。ほう仕作業をやると云うことです。向うに？。

建設課長～努力してもらいたいと云うことです。

5 番～その辺があつたらはつきりしてもらえばいい。協力と云うのはそれじやこれはどう云う意味ですか。

議 長～暫休憩致します。(午前11時36分)

議 長～再開致します。(午前11時37分)

建設課長～只今の御質問にお答えします。この工事費は全額向こう持ちであります。向こうからの要領として重要項があった時に借もてもらいたいとこう云う要領はありました。

5 番～急いでいる時に貸してくれと。

建設課長～その場合は無償であります。

5 番～だからそこです。私が云うのは、これは検討しなくちやいかんです。

建設課長～暫休いたします。(午前11時38分)

建設課長～再開いたします。(午前11時45分)

3 番～もう1点だけお伺いします。先程課長さんは幹線が7米道路路といわれたんですが、そうなった場合には直交路の街路計画は変更された訳ですか。部計を施行する上に街路計画というのがありましたね。これを変更なされた訳ですか。

建設課長～変更はしてありません。

3 番～してない街路計画には少なくとも最少限8米をその路帯において8米と、これは2車線を最低限にやると、最低限11米を確保するという事に問題が起きて来るということになりませぬ。街路計画の5番に街路計画の対象となる幹線街路の最少幅員は2車線を確保し自転車、歩行者の通行、路上施設等、同こう等をも考慮し、12米以上とするということにして、その他の幹線として最少幅員11米とすると、どうしてもそれで出来んというのば、2車線を確保するために8米以上でなければいかんということになつていますが、そういう場合、今度の場合7米ということになつていませぬ。この街路計画地境とした場合には、これを変更なされたのであるかどうか、区市街地の特別の場合には、16米以

建設課長～只今の御質問にお答えします。この工事費は全額向こう持ちであります。向こうからの要望として重機類が貸した時に借してもらいたいところ云う要望はありました。

5 番～あいている時に貸してくれと。

総務課長～その場合は無償であります。

5 番～だからそこです。私が云うのは、これは検討しなくちやいかんですな。

議長～暫休憩いたします。(午前11時38分)

議長～再開いたします。(午前11時45分)

3 番～もう1点だけお伺いします。先程課長さんは幹線が7米道路路といわれたんですが、そうなた場合には宜野湾の街路計画は変更された訳ですか。都計を施行する上に街路計画というのがありましたね。これを変更なされた訳ですか。

建設課長～変更はしてありません。

3 番～してない街路計画には少なくとも最少限8米をその地帯において8米と。これは2車線を最低限にやると、最低限11米を確保するということに問題が出て来るということになりますね。

街路計画の5番に街路計画の対象となる幹線街路の最少幅員は2車線を確保し自転車、歩行者の通行、路上施設帯、側こう等をも考慮し、12米以上とするということにしてその他の幹線道として最少幅員11米とすると、どうしてもそれで出来んというのは、2車線を確保するために8米以上でなければいかんということになつていますが、そういう場合、今度の場合7米ということになつてますね。この街路計画地域とした場合には、これを変更なされたのであるのかどうか。只市街地の特別の場合には、16米以

上でなげりやいかんということであるんですが、その面
の検討もやられての進行であるかですね、

建設課長～区画整理の場合でございますが、大体用途地域の内
道路計画の場合であれば、今おつしやる称に幅員は規定
された幅員にしなければいかないと、所が尚それ以上外
に大体区画街路地の方ですが、この方は或程度その区画
整理地域によつて決まる訳ですが、大体现在計画してい
る区画整理の図面では、大体6米前後切っているんじゃないか
かと思ひます、平均してそれから大きいものになると
かえつて幹線道路より大きい路幅の

3 番～今6米前後ということですが、しかし先まも御説明で幹線
のあれがあると、将来幹線になると、そういつた場合当
然それに則つて工事進行とか、或は幅員の増しとか、得
来今区画整理やらんでも将来幹線になるということ先
き話しがありましたが、その場合に該その道路の改良と
いうことが考えられるんですが、それも考へてのほかに
あるかですね、今度ば当然その幹線になれば、先ず感
の場合にもこれは歩道から12米以上でなげりやいかん
ということ、特に市街地においてはもつと大きく幅が
限らづけられていますが、只予算がそういう面であれず
るから、これに則してやつたという称なことになるん
が計画というのは全然マウチしないということになる
んですが、その点を考慮に入れての工事であるかとい
うことを聞きたいんです、

建設課長～今申し上げました称に7米というのば（声が小さいの
と雑音のため聴取不能）

3 番～これが新しくほ装のあれで、将来の都計のあれだと思つ
ていますが、これが前例になつて既設の道路に只ほ装す
ればよいという称な考へてやりつ放すとか、将来の道路
計画の改良とか、そういうことが向うまで来たのに、こ
つちは賣来んということはないという称な前例を作つた

上でなけりやいかんということであるんですが、その面の検討もやられての施行であるかですね。

建設課長～区画整理の場合でございますが、大体用途地域の内の道路計画の場合であれば、今おつしやる称に幅員は規定された幅員にしなければいかないと。所が尚それ以上外に大体区画街路地の方ですが、この方は或程度その区画整理地域によつて決まる訳ですが、大体現在計画している区画整理の図面では、大体6米前後動いているんじゃないかと思ひます。平均してそれから大きいものになるとかえつて幹線道路より大きい路線の

3 番～今6米前後ということですが、しかし先きも御説明で幹線のあれがあると、将来幹線になると、そういつた場合当然それに則つて工事施行とか、或は幅員の増しとか、将来今区画整理やらんでも将来幹線になるということ为先き話しがりましたが、その場合にはその道路の改良ということが考えられるんですが、それも考えてのほ装であるかですね。今度は当然その幹線になれば、先ず最悪の場合にもこれは歩道から12米以上でなけりやいかんということで、特に市街地においてはもつと大きく幅が限定づけられていますが、只予算がそういう面であれするから、これに則してやつたという称なことなら、将来の計画というのは全然マツチしないということになる訳ですが、その点を考慮に入れての工事であるかということを知りたいんです。

建設課長～今申し上げました称に7米というのは（声が小さいのと雑音のため聴取不能）

3 番～これが新しくほ装のあれで、将来の都計のあれだと思つていますが、これが前例になつて既設の道路に只ほ装すればいいという称な考えでやりつ放すとか、将来の道路計画の改良とか、そういうことが向うまで来たのに、こつちは出来んということはないという称な前例を作つた

場合には、将来の設計は行上も困るということであるから、そこをよく検討して施行してもらいたいと、又そういう計画の基にやつておられると思うんですが、その点充分今後そういう面でですね、その一部から道路はそのまま活用してもらいたいという称な、こつちとしては改良計画はやつておるんだが向うもそうやつているから、こつちもやりなさいというこの前例がない称に今後そこを気を配つて施行されてもらいたいと要望になりますがお願ひします。

議 長～質疑も大体つきたようでありますので、質疑を終結することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の申がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第19号、工事費負担額を結ぶことについてを議決に付します。
原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いたします。

場合には、将来の都計施行上も困るということであるから、そこをよく検討して施行してもらいたいと、又そういう計画の基にやつておられると思うんですが、その点充分今後そういう面でですね、その一部から道路はそのまま活用してもらいたいという称な、こつちとしては改良計画はやつておるんだが向うもそうやつているから、こつちもやりなさいというこの前例がない称に今後そこを気を配つて施行されてもらいたいと要望になりますがお願いします。

議 長～質疑も大体つきたようでありますので、質疑を終結することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案に対する討論を省略することにいたします。

議 長～議案第19号、工事請負契約を結ぶことについてを表決に付します。

原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～員第2，議案第20号，予算の繰越についてを上程いたします。

一 庶務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

総務課長～御説明申し上げます。全計年度の年度末になりますと年度末になりました場合に工事が未完であると、まだ完工していないという場合の措置として、2つございましてその1つの方法は現年度のいわゆる今年現在でもつて工事を全部打ち切つて、そして新しい年度で新しい予算を計上して工事を継続するという方法と、それからその場合には、いわゆる3ヶ月分は不附類になる、それからもう1つは自治法の第168条の2つの規定によりまして工事の性格からすると、これ市町村が行う事業は、あくまでも住民福祉の、しかもそういうふうな福祉向上のための改良事業、新設が事業の性格でありますので、せつかく進められた事業については、その時期に空間をあけることなく、いわゆる事業のストロップはしないで、継続してこの完工を差促進するというふうなのが、この自治法の168条の2の規定でございまして、これによつて水道特別会計も今ここに付託がございまして既に我知古地城の給水のための配管工事、それから宇治泊塩田における配管工事について既に進行中のものが未完でありますので、継続して早急にその工事の完了をはかつて工事の目的を達成したいというふうな意味から提案してございまして、内容については、2つの工事でございまして、尚詳しいことについては、又御質疑にお答えしたいと思つております。宜しく御説明いたします。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時57分)

議 長～再開いたします。(午後12時)

議 長～日程第2、議案第20号、予算の繰越についてを上程いたします。

一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

総務課長～御説明申し上げます。会計年度の年度末になりますと年度末になりました場合に工事が未完であると、まだ完工してないという場合の措置として、2つございしますがその1つの方法は現年度のいわゆる今日現在でもつて工事を全部打ち切つて、そして新しい年度で新しい予算を計上して工事を継続するという方法と、それからその場合には、いわゆる3ヶ月分は不用額になる。それからもう1つは自治法の第168条の2の規定によりまして工事の性格からすると、これ市町村が行う事業は、あくまでも住民福祉の、しかもそういうふうな福祉向上のための改良事業、新設が事業の性格でありますので、せつかく進められた事業については、その時期に空間をあけることなく、いわゆる事業のストップはしないで、継続してこの完工を提促進するというふうなのが、この自治法の168条の2の規定でございしますが、これによつて水道特別会計も今ここに付記がございします称に我如古地域の給水のための配管工事、それから宇地泊地域における配管工事について既に続行中のものが未完でありますので、継続して早急にその工事の管了をはかつて工事の目的を達成したいというふうな意味から提案してございします。内容については、2つの工事でございしますが、尚詳しいことについては、又御質疑にお答えしたいと思つております。宜しく御審議願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午前11時57分)

議 長～再開いたします。(午後12時)

議 長～本案に対する質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左称決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の用がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので討論を省略することいたします。

議 長～では議案第20号、予算の繰越についてを議決に付します。
原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議が御ございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～議案第21号、予算の繰越についてを上程いたします。
一感事機局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

検査課長～御説明申し上げます。提案の趣旨については108条第2項によりまして先程の趣旨に基いて提案してございます。前内容についてであります。箇所についてはここに付記されたうちの工事でございます。この方も案

議 長～本案に対する質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左称決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので討論を省略することにいたします。

議 長～では議案第20号、予算の繰越についてを表決に付します。
原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議が御ございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～議案第21号、予算の繰越についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

総務課長～御説明申し上げます。提案の趣旨については168条第2項によりまして先程の趣旨に基いて提案してございます。尚内容についてであります、箇所についてはここに付記された5つの工事でございます。この方も年度

内執行が出来なかつたという何は、非水工事については、
ちよう該工種内に非常に困難にかち合ひまして、それで
これ概政府助成工事でございしますので、一応政府と合議
した結果、政府でもそれじや政府予算の繰越決定をしよ
うということになつて、了解を得まして継続して完工し
て頂くと、当初は6月一杯にやらないと、その分以外概
助成しないというふうな政府のお考えもございましたが
その点については一応了解してもらつて、政府の繰越事
業として認めて頂くというふうなことで継続したいと思
つております。それから夏等各地内の農道工事でござい
ますが、その方も政府助成工事でありまして、これは政府
の去つた議会において政府の補正予算が出来上りましたが
その場合にいわゆる財源未着工の工事については極力
今度は補正源にして次年度に持つて行くというふうな政
府の方針がございまして政府としても指令を盡すかどう
かで非常にまよつておつた誤でございすけれども、幸
い補正源にもならないで、この分は収めて認めて継続す
ると、この方は政府からの指令の遅れの調保でございま
す。それから後3つの方は市の自主財源による工事でご
ざいますが、これは先きを急期ゆし上げましたように去
つた12月の議会において、いわゆる道路の維持修繕方式で
すか、それを新もく任装という方法を打ち出して、その
後の計画道路でございまして、この方は予算総額内におけ
る工事箇所の間隔間隔を相するを別に調整設計、それ
から優先の呼びかけ、それから地元の寄附取納するたゆ
の態勢準備、そういうのが遅れましたので、進行の遅れ
がずれて来ている誤であります。しかし工事自体におい
ての必要と云う面からしますと、今までの御協議で充
分認めて頂いた事業内容のものでありますので、継続し
て事業を進めて行きたいというふうな考えでございま

議 長～本業に対する質疑を求めます。

議 長～暫休いたします。(午後12時9分)

議 長～再開いたします。(午後12時10分)

内執行が出来なかつたという何は排水工事については、ちよう度工期内に非常に雨期にかち合ひまして、それでこれは政府助成工事でございますので、一応政府と合議した結果、政府でもそれじや政府予算の繰越決定をしようということになつて、了解を得まして継続して完工して頂くと、当初は6月一杯にやらないと、その分以外は助成しないというふうな政府のお考えもございましたがその点については一応了解してもらつて、政府の繰越事業として認めて頂くというふうなことで継続したいと思つております。それから宜野湾地内の農道工事でございますが、この方も政府助成工事であります。これは政府の去つた議会において政府の補正予算が出来上りましたが

その場合にいわゆる財源未着工の工事については極力今度は補正源にして次年度に持つて行くというふうな政府の方針がございまして政府としても指令を出すかどうかで非常にまよつておつた訳でございますけれども、幸い補正源にもならないで、この分は改めて認めて継続すると、この方は政府からの指令の遅れの関係でございませう。それから後3つの方は市の自主財源による工事でございますが、これは先きも説明申し上げましたように去つた12月の議会において、いわゆる道路の維持修繕方式ですか。それを新しくほ装という方法を打ち出して、その後の計画道路でございませう。この方は予算総額内における工事箇所の範囲内施行を何するためには相当設計、それから地元の呼びかけ、それから地元の寄附収納するため態勢準備、そういうのが遅れましたので、施行の時期がずれて来ている訳であります。しかし工事自体においての必要性という面からしますと、今までの御審議で充分認めて頂いた事業内容のものでありますので、継続して事業を進めて行きたいというふうな考えでございませう

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時9分)

議 長～再開いたします。(午後12時10分)

議 長～本業に対する賛成並びに討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議 長～では本業に対する賛成を求めます。

議 長～原案通り可決決定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本業は原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時11分)

議 長～再開いたします。(午後12時15分)

議 長～貴程追酬を願います。貴議第4に決議案第4号、尾上上空ひ行取止めについて賛成決議を延期願います。本業を延期といたします。一応事務局長をして閉議せしめます。

議 長～本業に対する賛成者の趣旨説明を求めます。

12番～賛成理由にもございますように、説谷において事故が起つております。そこで最近また特に重野橋ひ行橋を中心にしてひ行橋の貨物運搬がひん繁に行つておる様な状態でございます。御承知の通り昨日の計間にもございましたが、ひ行橋から落下してあります。そこで私達自身危険を大いに感じてあります。そこでこのわざわざ又と起らないために、この賛成決議案を提出した訳でございます。この趣旨をおくみ取り下さいまして、是非賛成決議してもらいます。

議 長～本案に対する質疑並びに討論を省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議 長～では本案に対する表決を求めます。

議 長～原案通り可決決定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時11分)

議 長～再開いたします。(午後12時15分)

議 長～日程追加を願います。日程第4に決議案第4号、民家上空ひ行取止めについて要請決議を追加願います。本案を議題といたします。一応事務局長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

12番～提案理由にもございますように、読谷において事故が起つております。そこで最近また特に宜野湾ひ行場を中心にしてひ行機の貨物運搬がひん繁に行つておる称な状態でございます。御承知の通り昨日の新聞にもございました称に現実に小さいものではあります。ひ行機から落下しております。そこで私達は身の危険を大いに感じております。そこでこのわざわざが又と起らないために、この要請決議案を提出した訳でございます。この趣旨をおくみ取り下さいまして、是非要請決議してもらいます

ようお願ひ申し上げます。

議 長～暫休願いたします。(午後12時20分)

議 長～再開いたします。(午後12時25分)

議 長～本案に対する質疑、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議 長～では決議案第4号、民家上空ひ行取止めについての要請決議についてを議決に付します。
原案通り可決決定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので原案通り可決決定することにいたします。

議 長～送付先についてをお諮りいたします。

議 長～高等弁務官、国政官、行政主眼、立法院議長、その外に送り先がありましたらお願ひします。

議 長～暫休願いたします。(午後12時26分)

議 長～再開いたします。(午後12時27分)

議 長～普入閣マリン航空隊司令官宛、その外になければ以上申し上げます。

ようお願い申し上げます。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時20分)

議 長～再開いたします。(午後12時25分)

議 長～本案に対する質疑、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議 長～では決議案第4号、民家上空ひ行取止めについての要請決議についてを表決に付します。
原案通り可決決定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので原案通り可決決定することにいたします。

議 長～送付先についてをお諮りいたします。

議 長～高等弁務官、民政官、行政主席、立法院議長、その外に送り先がありましたらお願いします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時26分)

議 長～再開いたします。(午後12時27分)

議 長～普天間マリン航空隊司令官宛、その外になければ以上申し上げま所に送付することにいたします。

議 長～以上もちまして、午前の日程を終りたいと思ひます、午後は陳情案件の新しい案件が参つておりますので、一応新しい陳情書を読み上げまして、検討して行きたいと思つております、午前の日程はこれで終り、午後は2時より再開したいと思ひますが、御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定いたします、

議 長～暫休憩いたします。(午後12時25分)

議 長～再開いたします。(午後2時32分)

議 長～陳情案件の処理の方法についてお諮りいたします、この陳情書の中でどうしても本会議中に処理しなければならぬという陳情書がありましたら、この陳情書の申から上程して行きたいと、もし次の9月の定例会、いわゆる新市長が誕生からの定例会において処理した方がよいという陳情案件はなるべく残して行きたいと、こういうふうに思つております、

議 長～暫休憩いたします。(午後2時56分)

議 長～再開いたします。(午後2時57分)

議 長～本日の日程はこれもちまして全部終了いたしましたので、これを以つて第25回定例会定例会を閉じることいたします、長時間にわたり慎重なる御審議をしていただきましてどうもありがとうございました、

議 長～閉会いたします。(午後2時58分)

議 長～以上もちまして、午前の日程を終りたいと思います。午後は陳情案件の新しい案件が参つておりますので、一応新しい陳情書を読み上げまして、検討して行きたいと思うっております。
午前の日程はこれで終り、午後は2時より再開したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時25分)

議 長～再開いたします。(午後2時32分)

議 長～陳情案件の処理の方法についてお諮りいたします。この陳情書の中でどうしても本会期中に処理しなければならないという陳情書がありましたら、この陳情書の中から上程して行きたいと、もし次の9月の定例会、いわゆる新市長が出てからの定例会において処理した方がいいという陳情案件は成べく残して行きたいと、こういうふうに思っております。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時56分)

議 長～再開いたします。(午後2時57分)

議 長～本日の日程はこれもちまして全部終了いたしましたので、これを以つて第25回宜野湾市議会定例会を閉じることいたします。長期間にわたり慎重なる御審議をしていただきましてどうもありがとうございました。

議 長～閉会いたします。(午後2時58分)

上記会議録の複製は、書記が記録したものであるが、その内容
の正確であることを証するためここに署名する。

1965年 7月 20日

室野海吉議員

議事録署名議員 稲 敬 正 康

議事録署名議員 石川 肇

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1965年 7月 20日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員

稲嶺 正康

議事録署名議員

石川 肇